○環境省告示第十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の次に掲げる集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　名称及び追加する区域

名　称　区　域

湖尻集団施設地区　神奈川県足柄下郡箱根町元箱根の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

第二条中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）

イ　特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等（前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ　飼養等の許可の有効期間　三年間

ハ　届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間　輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　特定外来生物の取扱方法

(1)　特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

(2)　危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

○環境省告示第二十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、セイヨウオオマルハナバチ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

1中「セイヨウオオマルハナバチ（ボンブス・テルレストリス）」を「ボンブス・テルレストリス（セイヨウオオマルハナバチ）、ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）」に改める。

○防衛省告示第三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月二日から同月四日までの間（予備、同月五日及び同月六日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

実施艦等　二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月二日から同月五日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度二九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三五度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月十日から同月十二日までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。